

# 現場説明書

佐賀県教育委員会事務局教育総務課

- この事業は、工事請負契約ではなく当該建築物設置後に買い取る物品購入契約である。
- 建築物設置に当たっては、工事設計図書を準用する。

## (A) 工事概要及び一般事項

### 1. 概要

- ①事業名 金立特別支援学校教室棟整備事業
- ②事業場所 佐賀市
- ③設置期限 契約議決日から令和8年3月31日まで
- ④事業内容 (別添 特記仕様書、公告及び設計図面による)

### 2. 設計図書の優先順位

設計図書は相互に補完するものとし、相互に相違がある場合の優先順位は次のとおりとする。

- ①質疑回答書
- ②現場説明書
- ③特記仕様書
- ④設計図面
- ⑤標準仕様書 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

### 3. 工事着手前・完成時の提出図書

- ①契約後、監督員の指示により設計図面の製本を提出すること。
- ②その他、『完成図書作成・提出要領 (建築住宅課)』により発注者の指示に従って発注者へ提出すること。

### 4. 契約事務上の注意事項

- ①不慮の事故に備えて火災保険等に参加すること。なお、契約額は工事規模・請負契約額に相応する内容とし、原則として工事完成期日後14日間の予備期間を設けること。

## (B) 現場及び技術に関する説明事項

### 1. 指定仮設

設計図面に明記された仮設については、指定仮設として実施すること。

なお、現場状況及び施工方法により変更が必要な場合は発注者との協議により実施すること。

### 2. 工事着工前の確認

建物の配置については設計図書に基づいて縄張りを行い、監督員と最終確認を行うこと。

仮設計画書、施工計画書等を作成し施工上必要な「工事用地等」について施設管理者と協議すること。

また、既存の設備、地下埋設物については十分な予備調査を行って施工すること。

### 3. 工程管理

事業の着手に当たっては、受電時期や試運転調整期間等を見込んだ実施工程表を作成し発注者に提出すること。

また、工事期間中はこの工程表に従い工事の円滑な進捗に努めること。

### 4. 施工体制台帳

施工体制台帳及び施工体系図については、下請契約の請負代金額に関わらず、次のとおりとする。

- ・「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の定めに従って、別に定める国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、所定の様式（建築工事監理指針等を参照）により監督員に提出しなければならない。
- ・各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- ・受注者は施工体系図を所定の様式（建築工事監理指針等を参照）により監督員に提出しなければならない。
- ・施工体制台帳及び施工体系図等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。
- ・受注者は、施工体制台帳及び施工体系図等に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

※施工体制台帳及び施工体系図等の詳細は、『土木工事施工管理の手引き（佐賀県）』を参照すること。

### 5. 施工中の安全確保、環境保全等

施工中の安全確保及び環境保全並びに災害・公害の防止については「建築・電気・機械各標準仕様書」によるほか、次の指針・要綱によること。

- ・建築工事安全施工技術指針
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱
- ・建設副産物適正処理推進要綱

事件・事故発生時には直ちに発注者に連絡すること。

### 6. 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格（平成31年厚生労働省告示第11号）」による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、腰ベルト型墜落制止用器具、ランヤード等）を使用するものとする。

### 7. 使用人等の管理

受注者は、使用人等（下請負者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む）の適正な労働条件を確保し、適時、使用人等への指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督すること。

また、使用人等の管理に当たっては、施工体制台帳の一部として作業員名簿を作成・保管することとし、その写しを提出すること。

### 8. 工事監理者

この工事については、監督員業務の一部を第三者（設計者等）に委託する場合がある。

## (C) 指導事項

### 1. 建設工事の適正な施工の確保について

本工事の施工に当たっては、適正かつ円滑な施工を確保するために「建設業法」や「建設産業における生産システム合理化指針」等に基づく建設関連指導事項を遵守し、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善に努め、建設関連法等に抵触する行為は行わないこと。

### 2. 労働福祉の改善等について

建設労働者の福祉の向上を図り、建設需要に対する労働者を確保し建設業の健全な発展を図るため、労働者災害補償保険制度、建設業退職金共済制度、労働災害補償共済制度等に関して、土木工事等共通仕様書（佐賀県）第1章第48節の規定を遵守すること。

また、建設業退職金共済制度に係る共済証紙の購入については、共済制度の対象となる労働者（対象工事の受注者の下請業者が当該労働者を使用する場合を含む）の当該工事に係る就労予定日数を把握し、必要枚数を購入後、「発注者用掛金収納書」を発注者へ提出すること。

### 3. 下請負人等の選定

下請契約を締結する場合には、当該下請契約の相手方を佐賀県内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該納入契約の相手方を佐賀県内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

また、工事に使用する資材については、地場産業の活性化を図るため県内で産出、生産又は製造されたものを積極的に使用するよう努めること。

### 4. 工사용資機材等の搬送に関する関連法の遵守等

道路交通法及び関係法令に抵触する搬送車両並びに交通安全の配慮に欠ける業者は排除すること。

また、電波法により、不法無線局を設置した車両を工事現場に出入りさせないこと。

### 5. 産業廃棄物税の取扱いについて

本事業により発生する建設廃棄物のうち、九州各県の焼却施設及び最終処分場へ搬入するものについては、産業廃棄物税が課税されるため、適正に事務処理を行うこと。

なお、熊本県及び北九州市へ搬入するものについては、課税対象施設が異なるため、監督員と協議すること。

### 6. 建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策等について

- ・建築物その他の工作物の解体、改造又は補修作業を伴う建設工事については、「大気汚染防止法」に従い、石綿飛散防止対策を適正に行うこと。
- ・建築物その他の工作物の解体、改造又は補修作業を行うに当たっては、「労働安全衛生法」及び「石綿障害予防規則」に従い、石綿ばく露防止対策を適正に行うこと。
- ・その他関係法令（建設リサイクル法、廃棄物処理法等）を遵守すること。

### 7. 環境への負荷の少ない物品等の使用について

『佐賀県環境物品等の調達に関する基本方針』による特定調達物品等を使用する場合は、その方針における当該物品に係る「判断の基準」を満たすものを使用すること

なお、その「判断の基準」に対応することができない場合は、監督員と協議すること。

#### 8. 木質系材料に係る合法性及び持続可能性の証明

木質系材料を使用する場合は、その原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行うこと。

なお、その確認を行う場合には、林野庁作成の『木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン』に準拠して行うこと。

#### 9. 建設副産物の取扱い

建設副産物の取扱いについては、『建設副産物適正処理推進要綱』によることを原則とするほか、『建設副産物の取扱い方針（佐賀県）』に従い、適切に処理すること。

### (D) その他特記事項

○本工事は、『建築・設備工事検査取扱い要領（佐賀県）』に定める中間検査の工程に達した時、適宜中間検査を実施できるものとする。実施工程時期については、別途発注者の指示による。

○学校敷地内における工事であることから生徒、教職員、一般来客者等への安全対策を十分に行うこと。

○生徒の避難経路や既存施設使用に必要な通路確保の区画壁等については、事前に関係者と十分協議を行い、工事工程に応じた適正な仮設計画に基づき施工すること。

○敷地内外における工事用及び作業員の車輛の通行については、交通安全に十分配慮し、必要に応じて交通誘導員を配置すること。

なお、交通誘導員を配置しない工事にあつては同敷地内の交通誘導員の指示に従うこと。

○振動、騒音を伴う工事については、その防止対策を講じると共に、作業日時は次のとおりとすること。

- ・土曜日、日曜日及び国民の祝日には原則として作業は行わない。

- ・作業時間については、関係者と十分な協議を行う等の措置を講じ、かつ関係法規等に抵触することのない様十分配慮し、設定する。

○粉塵等が発生する工事については、事前に施設管理者と十分協議し、実施すること。

○解体・撤去時の養生に十分注意すること。また、構築物や通路（道路）等を損傷・汚染させた場合は、受注者の責任において速やかに原形に復すること。

○地下埋設物・架空線等上空施設の近接作業を行う場合には、『地下埋設物・架空線等上空施設の事故防止マニュアル（佐賀県）』に従い、慎重に行うこと。

○舗装の切断作業時に発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については産業廃棄物（汚泥）として適正に処理するものとし、必要と認められる経費については、協議の上、設計変更の対象とする。

なお、廃棄物処理法（廃掃法）に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分、性状等）を処理業者に提供すること。

○事業の始期は、令和7年度6月定例県議会議決後とし、後日発注者より通知する。